

GREEN×EXPO 2027 の入場チケット等について【情報提供】

1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027 の入場チケットの発売開始日が決まりましたのでお知らせします。また、子どもたちの招待等についてもお知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 入場チケットの販売開始（別添資料あり）

販売開始日：令和 8 年 3 月 19 日(木)

前売りチケットとして、お得な早割価格の 1 日券に加え、何度も入場できる通期パスや夏パスなどを設定しています。

入場チケット（電子チケット）は、GREEN×EXPO 2027 チケットサイトを通じて販売します。

紙の入場チケットは、旅行代理店等のチケット販売事業者の店頭でご購入いただけるよう協会が手続きを進めています。詳細が決まり次第ご案内します。

※来場日時予約は、秋ごろから開始できるよう調整しています。

入場チケットの券種・価格

| 販売期間 | 券種 | 概要 | 大人 (満18歳以上) | 中人 (満12-17歳) | 小人 (満4-11歳) |
|-------------------------------------|----------------------------|--|----------------|-----------------|----------------|
| 前売チケット 2026年3月19日～ 2027年3月18日 | お得 1日券 (早割価格) | 会期中いつでも1回入場可 | 4,900円 | 3,000円 | 1,400円 |
| 前売・会期中 販売チケット | 特別割引券 | 障がい者手帳等をお持ちの方および 同伴者1名が購入可能で、 会期中いつでも1人1回入場可 | 2,800円 | 1,700円 | 800円 |
| | 通期パス | 会期中いつでも何度も入場可 | 28,000円 | 16,000円 | 6,500円 |
| | 夏パス | 夏の決まった期間(7/1～8/31)に 何度も入場可 | 12,000円 | 7,000円 | 3,000円 |
| 会期中販売 チケット | 1日券 (通常価格) | 会期中いつでも1回入場可 | 5,500円 | 3,300円 | 1,500円 |
| | 夜間券 | 会期中いつでも17時以降1回入場可 | 3,500円 | 1,900円 | 900円 |

※価格は全て日本円・税込みです。

(紙チケットを購入する場合は、別途 100 円 (税込み) をいただく予定です。)

4 未来を担う子どもたちの招待

子どもたちが地球規模の課題を自分事として捉え、新たなグリーン社会への意識を高めるきっかけとします。

(1) 学校招待

環境問題や EXPO への興味・関心を高めるため、「事前の学び」を経たうえで、市立学校に通う児童・生徒を、校外学習等の一環などで招待します。

【来場時期】2027年4月～6月

※市内の私立・県立・国立学校には、神奈川県の実業があります。

(2) こども招待

市内在住の満4～18歳の皆さんを、会期中1回招待します。

【申込開始】2026年9月頃（予定）

※年齢は、2027年4月1日現在

※3歳以下は無料です。

なお、令和8年度予算の執行を伴う事業などは、市会での議決後に確定します。

5 3月19日の開催1年前イベントについて【参考】

開催1年前となる3月19日（木）に、「GREEN×EXPO 2027 開催1年前発表会」を横浜市役所アトリウムにて開催します。

発表される内容については、4月の市連会でも情報提供します。

| |
|--|
| 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課 担当 中島、橋本 電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223 メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp |
|--|

NEWS RELEASE

報道関係者各位

2026年2月20日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027 の入場チケット 開催1年前の3月19日から前売り販売開始 ～公式チケットサイト、旅行代理店や各種プレイガイド等全国で取扱い～



©Expo 2027

GREEN×EXPO協会（正式名称:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会、会長: 筒井義信、所在地: 横浜市中区）は、開催1年前となる2026年3月19日（木）から、GREEN×EXPO 2027の入場チケットの前売り販売を開始します。

前売りチケットとして、お得な早割価格の1日券に加え、何度も入場できる通期パスや夏パスなどを設定しています。チケットは、当協会の公式チケットサイトのほか、旅行代理店や各種プレイガイド等で購入できます。

入場チケット販売開始日

2026年3月19日（木）

入場チケットの購入方法

入場チケットは、GREEN×EXPO 2027 チケットサイト（以下、「公式チケットサイト」という。）を通じて販売します。

入場チケットの購入ステップ



この他、旅行代理店や各種プレイガイド等チケット販売事業者による販売も実施予定です。

また、入場チケットは、電子チケットのほか、紙チケット等もご用意予定です（追加料金が必要）。公式チケットサイトURLやチケット販売事業者など購入の詳細については、随時2027年国際園芸博覧会協会公式ホームページ内チケットインフォメーション（<https://expo2027yokohama.or.jp/tickets-index/>）などでお知らせします。

入場チケットの券種・価格

| 販売期間 | 券種 | 概要 | 大人 (満18歳以上) | 中人 (満12~17歳) | 小人 (満4~11歳) |
|-------------------------------------|---------------|--|----------------|-----------------|----------------|
| 前売チケット 2026年3月19日~ 2027年3月18日 | 1日券 (早割価格) | 会期中いつでも1回入場可 | 4,900円 | 3,000円 | 1,400円 |
| 前売・会期中 販売チケット | 特別割引券 | 障がい者手帳等をお持ちの方および 同伴者1名が購入可能で、 会期中いつでも1人1回入場可 | 2,800円 | 1,700円 | 800円 |
| | 通期パス | 会期中いつでも何度も入場可 | 28,000円 | 16,000円 | 6,500円 |
| | 夏パス | 夏の決まった期間(7/1~8/31)に 何度も入場可 | 12,000円 | 7,000円 | 3,000円 |
| 会期中販売 チケット | 1日券 (通常価格) | 会期中いつでも1回入場可 | 5,500円 | 3,300円 | 1,500円 |
| | 夜間券 | 会期中いつでも17時以降1回入場可 | 3,500円 | 1,900円 | 900円 |

※価格は全て日本円・税込みです。

（紙チケットを購入する場合は、別途100円（税込み）をいただく予定です。）

※年齢は2027年4月1日現在の満年齢です。ただし、3月中の入場については、2026年4月1日現在の満年齢を適用します。

※3歳以下の方は無料となります。(チケット無しで入場できます。)

本件に関するお問合せ先

【本リリースについて】

GREEN×EXPO協会（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会）
入場券部入場券課 担当：森井 TEL：045-307-2139

【入場チケットについて】

GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター
ticket-info@2027tkc.com

GREEN×EXPO 2027 開催概要

| | |
|-------|---|
| 名称 | 2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan) |
| 正式略称 | GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼローナナ) |
| 開催場所 | 神奈川県横浜市 |
| 開催期間 | 2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日) |
| テーマ | 幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～ |
| 博覧会区域 | 約100ha(内、会場区域80ha) |
| クラス | A1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定) |
| 参加者数 | 1500万人(有料来場者数：1,000万人以上) |
| 公式サイト | https://expo2027yokohama.or.jp/ |



公式マスコットキャラクター
「トウキントウキ」

令和8年度日本赤十字社会費募集について【協力依頼】

日頃より、日本赤十字社の活動に御協力いただき誠にありがとうございます。
令和8年度の日本赤十字社の会費募集について、次のとおり御依頼いたします。

1 事業の趣旨

日本赤十字社は、国際救援活動、災害救護活動、医療事業、社会福祉事業、救急法等の講習など幅広い活動を展開しています。

これらの活動は、個人や法人の皆様から御協力いただいている会費等によって賄われています。

このため、一人でも多くの方々に赤十字の思想、活動を理解していただくとともに、赤十字社の使命を十分に果たすため、会費募集への御協力をお願いしております。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で周知をお願いします。

【御依頼事項】

(1) 令和8年度日本赤十字社会費募集について

ア 日本赤十字社神奈川県支部からの令和8年度募集依頼額（横浜市内）

208,593,000円（前年度同額）

イ 一世帯あたりの金額（参考額）

200円程度

(2) 募集活動に伴うチラシ等の配布について

3 実施期間

令和8年5月（赤十字運動月間）を中心とする通年

4 添付資料

(1) 令和8年度日本赤十字社神奈川県支部事業パンフレット（A5版）

(2) 令和8年度日本赤十字社神奈川県支部社資募集チラシ（A4版）

団体見学也大歓迎!

見て、触れて、体験できる!「かながわ赤十字情報プラザ」



自治会・町内会等の研修や、小学校の校外学習先としても大人気な赤十字展示室。AEDやエアテントによる仮設診療所、地雷模型など多数の展示のほか、体験コーナーも充実。見学される方のご要望に応じて、ガイドが解説します。お気軽にお越しください。

【入館料】無料

【開館日】平日、第1・3日曜日 10:00~16:30

【場 所】〒231-8536 横浜市中区山下町70-7 日本赤十字社神奈川県支部
みなとみらい線「日本大通り駅」3番出口より徒歩1分
JR京浜東北線・横浜市営地下鉄ブルーライン「関内駅」徒歩10分

日本赤十字社 神奈川県支部
Japanese Red Cross Society

〒231-8536 横浜市中区山下町70-7
TEL 045-681-2123(代表)



日赤 かながわ



神奈川県支部による災害時を想定した訓練の様子

わたしたちの神奈川だから



赤十字活動資金にご協力をお願いします。

皆さまのご支援を安心に

日頃から日本赤十字社の活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
赤十字は、地域福祉やボランティア活動など、地域に根ざした活動を行っております。
そして、災害が発生すると自治体や地域住民の方々と協力して救援活動を行うなど、
地域と密接なかかわりがあります。
いかなる状況下であっても、地域の皆さまのいのちと健康、尊厳を守ることを赤十字の
使命とし、これからも活動を続けてまいります。

皆さまに 幅広くご活用いただけます！！

災害からあなたと大切な人を守る 「赤十字防災セミナー」



大規模災害時に、地域コミュニティが必要となる「自助」「共助」の力を高める「赤十字防災セミナー」。皆さまのまちで災害が発生したときに予想される被害、避難生活などの課題をイメージしながら、いのちを守り、暮らしをつなぐための方法などを、地域に密着した方法でお伝えしています。

つなげたい

わたしたちの神奈川だから



CONTENTS

| | | | |
|----------------|----|--------------|----|
| INTRODUCTION | 2 | 税制上の優遇措置について | 14 |
| 日本赤十字社のはじまり | 4 | 表彰について | 15 |
| 事業紹介 | 6 | 市区町村の赤十字担当窓口 | 16 |
| 事業予算 | 11 | 神奈川県内の赤十字施設 | 18 |
| 会費(活動資金)のご協力方法 | 12 | 赤十字についてのQ&A | 19 |

～神奈川県支部の活動の一例～

人間のいのちと健康を守る 「救急法等講習」



心肺蘇生やAEDの使い方、子どものけがの手当や災害時の高齢者支援など、各種講習を行っています。

いのちを守る体験教室 「赤十字de自由研究」



小学生(4年生以上)と保護者を対象に親子で「防災」や「いのち」を守る体験イベントを夏休みに開催しています。

今からおよそ170年前

スイス人のアンリー・デュナンは、1859年のイタリア統一戦争の激戦地ソルフェリーノで悲惨なありさまを目の当たりにし、傷ついて放置されていた人々を敵味方の区別なく救護しました。赤十字が誕生した瞬間です。現在、赤十字はそのネットワークを191の国と地域に広げ、紛争・災害時における傷病者の救護活動をはじめ、災害対策、復興支援、医療・保健、青少年育成など幅広い人道支援活動を行っています。



アンリー・デュナン

人間を救うのは、人間だ。
Our world. Your move.

— 日本赤十字社スローガン —

日本赤十字社



佐野 常民



西南戦争時の救護所

1867年に佐賀藩士の佐野常民(初代社長)は、パリ万博の派遣団に加わり、現地で赤十字の展示を見て「敵味方の区別なく、救う」という赤十字精神に感動しました。1877年には西南戦争がおり、多くの兵士が戦野に倒れました。佐野はアンリー・デュナンと同じ考えのもとに「博愛社」を設立し、敵味方の区別なく救護にあたりました。その後、日本がジュネーブ条約に加入し、「日本赤十字社」と改称しました。



日本赤十字社本社(東京都港区)

神奈川県支部の紹介



旧 神奈川県庁舎



関東大震災における臨時救護



日本赤十字社神奈川県支部(横浜市中区)

全国47都道府県にある日本赤十字社の支部のひとつとして、1887年に「神奈川県委員部」が誕生(神奈川県内)。1896年に「神奈川県支部」と改称しました。災害救護活動をはじめ、救急法の普及やボランティア活動の推進などの拠点として活動を展開しています。さらに、県内全ての地域の人々に赤十字の活動が届くよう、赤十字事業の推進を担う赤十字担当窓口(地区・分区)を設置しています。(p.16参照)

災害救護事業



いつ起こるか
分からない
災害に備えて
できること



災害が発生すると被災地に救護班を派遣し、「医療救護活動」や「こころのケア活動」を行います。また、被災者に救援物資をお届けするほか、義援金の受付も行います。神奈川県内では救護班を常時15班編成し、5つの倉庫（横浜市中区・港北区、横須賀市、南足柄市、箱根町）に次の救援物資を備蓄しています。

救援物資の例



毛布

保管や配送を考慮して真空パックで圧縮しています。



緊急セット

ラジオ、懐中電灯、マスクやウェットティッシュ等の衛生用品などが収納されています。



安眠セット

マットレス・空気枕・アイマスクなどが収納されています。



援護物資

洗剤、歯ブラシ、タオルなどの身の回りの品を収納し、県内各市区町村の赤十字担当窓口に配備し、火災・風水害などの際に配布します。

救急法等の講習



大切な人を
救うため
それはあなたに
できること



いのちと健康を守るための具体的な知識と技術を伝える講習を、ボランティア指導員の協力のもと、神奈川県内各地で開催しています。

| 令和6年度講習開催実績 | | 開催回数 | 参加人数 |
|-------------|--|------|---------|
| 救急法 | 日常生活における事故防止や手当の基本、胸骨圧迫や人工呼吸の方法、AED(自動体外式除細動器)の使い方などを学びます。 | 693回 | 16,777人 |
| 水上安全法 | 水辺の事故防止、おぼれた人の救助・応急手当の方法などを学びます。 | 100回 | 2,322人 |
| 健康生活支援講習 | 高齢期を健やかに生きるための知識や、高齢者の自立に役立つ介護技術などを学びます。 | 100回 | 2,057人 |
| 幼児安全法 | 乳幼児期に起こりやすい事故の予防とけがの手当、かかりやすい病気の対処方法などを学びます。 | 136回 | 2,109人 |
| 雪上安全法 | 雪上の事故防止、けが人の救助の方法などを学びます。 | 0回 | 0人 |

合計 1,029回 23,265人

血液事業



安全な血液を安定的に届けるために

国や地方公共団体などと協力し、血液製剤の安全性の向上と安定供給に努めています。神奈川県内では、7カ所の献血ルームと11台の献血バスなどにより、皆さまから献血のご協力をいただいています。



国際活動



災害・紛争・病気…
世界中で
苦しむ人を
救うために



191の国と地域に広がる赤十字のネットワークを生かし、災害や紛争による被災者の救援活動と開発途上国における防災・保健衛生などの支援活動を行っています。令和8年度神奈川県支部では、ラオスの救急法普及支援事業、インドネシアの防災強化事業、モンゴルの保健医療支援事業に取り組みます。

青少年赤十字



子どもたちの「主体性」を育むために

赤十字の精神に基づいた態度目標「気づき」「考え」「実行する」を掲げ、様々な活動が学校教育の中で展開されています。けがの予防と応急手当などを学ぶ「健康安全プログラム」や、災害の備えなどを学ぶ「防災教育プログラム」の普及推進に力を入れています。



赤十字ボランティア



赤十字の
使命とする
人道的な活動を
実践しています



1859年、戦時に、敵・味方の区別なく負傷者の救護をしたのが赤十字ボランティアの始まりです。時代が変わっても「苦しんでいる人を救いたい」という思いは変わりません。神奈川県内に日本初の奉仕団が発足してから79年、今では93団、約2万人の赤十字ボランティアが活躍しています。赤十字の活動は、奉仕団をはじめとする赤十字ボランティアによって支えられています。

- 地域赤十字奉仕団[51団:18,598人]
県内市区町村ごとに結成され、主に地域社会をより良くする活動として、地域のニーズに合わせ、子育て支援や高齢者支援、環境美化等を行っています。
- 特別赤十字奉仕団[42団:1,857人]
※大学生、青年層の青年赤十字奉仕団5団を含む
特技や専門の技術を持った人たちが集まり、多様なニーズに応じた活動を行っています。例として、点字・録音図書の作成(視覚障害援助関係奉仕団)、救急法等講習普及(安全奉仕団ほか)、災害救護(救護、無線、山岳の各奉仕団)を行っています。
- 赤十字防災ボランティア[8ブロック:361人]
居住地域を中心に、災害時は応急救護や復旧活動への協力、平時は地域イベントへの協力等を行っています。

医療事業



皆さまに
信頼される
病院の運営を
目指して



全国で91の病院を運営し、災害医療拠点病院の役割をはじめ、各地域における中核医療機関として日々、皆さまに信頼される病院運営に努めています。神奈川県内では、横浜市立みなと・秦野・相模原赤十字病院を運営しています。

※横浜市立みなと赤十字病院:横浜市の指定管理者として運営しています。

※相模原赤十字病院:相模原市内の診療所(青野原・千木良・藤野)を相模原市の指定管理者として運営しています。



横浜市立みなと赤十字病院



秦野赤十字病院



相模原赤十字病院

看護師の養成



災害救護や国際救援など
幅広く活躍できる看護師を育成

県内赤十字病院における必要な看護師を確保するための奨学金貸与事業に対して助成するとともに、災害救護・国際救援の分野等でも幅広く活躍できる看護師を育成するための研修や訓練に力を入れています。

赤十字活動資金の使い道

令和8年度事業予算

予算合計 1,123,235,000円

皆さまからお寄せいただく活動資金で次の事業を予定しています



会費(活動資金)のご協力方法

赤十字が行う活動は、皆さまからお寄せいただく活動資金によって支えられています。活動をさらに充実させるため、皆さまの継続的なご協力をお願いします。

地域での ご協力

町内会・自治会のご協力により募集を行っています。また、市区町村の赤十字担当窓口でも受け付けています。

郵便局・銀行 でのご協力

日本赤十字社神奈川県支部では、専用口座を開設しています。

| | |
|--------------------|---------------|
| 郵便局(ゆうちょ銀行) | 00290-8-20001 |
| 横浜銀行 県庁支店(普通) | 1031284 |
| 三菱UFJ銀行 横浜中央支店(普通) | 1110858 |
| みずほ銀行 横浜支店(普通) | 1733012 |



受取人は、いずれの口座も「日本赤十字社神奈川県支部」です。金融機関によっては、振込手数料をご負担いただく場合があります。

口座振替

2,000円以上の金額を、毎月または毎年、ご希望の口座からお振替します。

クレジット カード・ Amazon Pay

2,000円以上の任意の金額
でご協力いただけます。

Webで気軽にすぐできる!

申し込み
フォーム



遺贈・相続 財産の寄付

遺贈や相続財産、お香典返しによるご寄付を受け付けています。
※相続税の申告の際に必要な証明書を発行できます。

周年記念事業 でのご協力

法人・団体さまの大切な節目となる周年事業において、赤十字活動をご支援いただくことで、社会貢献活動を広くPRできます。

寄付金付 自動販売機 でのご協力

お客様や従業員の皆さまの目に触れる場所に赤十字マークが付いた自動販売機を設置し、売り上げの一部を定期的にご寄付いただけます。



日本赤十字社への寄付は、税制上の優遇措置が受けられます。詳しくは、14ページを参照。ご要望やご相談がございましたら、お気軽に振興課までお問い合わせください。

募集方法について (あくまでも一例です)

町内会、自治会、奉仕団などの皆さまに、各ご家庭を訪問するなどして、会費(活動資金)のご寄付をお願いしています。また、年間を通じて、日本赤十字社神奈川県支部および市区町村の赤十字担当窓口(16、17ページ)でも受け付けています。

1

委嘱状、受領証、協力会員門標、パンフレット、広報用チラシなどを
持ち、各ご家庭を訪問します。



委嘱状

会費(活動資金)募集の
業務をお願いしている証。



受領証(10枚つづり)

会費(活動資金)を受領した
際に発行します。

協力会員門標



寄付者の皆さまに
お渡します。

パンフレット



この
冊子です。

チラシ



配布、
または
回覧します。

2

チラシなどで趣旨を説明し、会費(活動資金)を預かり、
受領証を発行します。
なお、ご寄付は、任意であり、強制するものではありません。

3

各町内会などで集められた会費(活動資金)と受領証の控えを
町内会長など(協賛委員)へ引渡します。

4

各町内会長など(協賛委員)は会費(活動資金)と受領証の控えを
各市区町村の赤十字担当者へ引渡します。

会員制度について

「会員」とは、赤十字の理念と活動に賛同し、年額2,000円以上のご協力を
いただいた方(個人、法人・団体)のことです。

会員として加入いただいた方*には年2回程度、会員誌などをお送りします。

*会員ご希望の方は、ご寄付の際にお申し出ください。

また、「会員」以外でご寄付いただいた方を「協力会員」と呼びんでいます。

税制上の優遇措置について

日本赤十字社に対してご寄付をいただくと、次のような税制上の優遇措置が受けられます。

| | 優遇措置の名称等 | 寄付の内容 | 優遇措置の内容 |
|----|------------------------------------|--|--|
| 個人 | 特定寄付金 | 日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。 | 寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで)から2千円を差し引いた額が寄付者の年間所得総額から控除されます。 |
| | 住民税にかかる寄付金控除 (募集期間 4月～翌年3月)※ | 日本赤十字社の各都道府県支部に対する寄付金で、総務大臣の指定を受けた事業にあてられるもの(災害救護設備の整備など)。 | 寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%まで)から2千円を差し引いた額の10%が寄付者の住民税額から控除されます。 |
| | 相続税の非課税 | 相続または遺贈により財産を取得した方から、日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。 | 相続または遺贈により取得した財産の全部または一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格から除外されます。 ※遺言状により受け取りを日本赤十字社神奈川県支部に指定することができます。 |
| 法人 | 指定寄付金 (募集期間 4月～9月)※ | 日本赤十字社に対する寄付金で、財務大臣の指定を受けた事業にあてられるもの(災害救護設備の整備など)。 | 法人の有する通常の損金算入限度額にかかわらず全額損金算入ができます。 |
| | 特定公益増進法人に対する寄付金 | 日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。 | 法人の有する通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。 |

※住民税にかかる寄付金(個人)および指定寄付金(法人)については、募集限度額の関係で適用にならない場合があります。また、住民税にかかる寄付金は、居住地の日本赤十字社都道府県支部へのご寄付に限られます。

表彰について

日本赤十字社にご寄付をいただいた方へ日本赤十字社や国からの表彰をご用意しております。

日本赤十字社からの表彰

金色有功章を受章され、さらに会費(活動資金)として累計50万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。



個人、法人・団体

社長
感謝状



有功章記(個人)



有功章(個人)



有功章(法人・団体)

金色
有功章

会費(活動資金)として累計50万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。



個人、法人・団体

銀色
有功章

会費(活動資金)として累計20万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。

特別
社員章

会費(活動資金)として、一時または数次に2万円以上のご寄付をいただき、お申し出のあった方に贈呈させていただきます。

国からの表彰

厚生労働大臣
感謝状

会費(活動資金)として4月～翌年3月(同一年度内)に個人では100万円以上、法人・団体では300万円以上ご寄付いただいた方に贈呈させていただきます。

紺綬褒章

会費(活動資金)として一時または予め納付(期間の制限なし)の申出により、個人では500万円以上、法人・団体では1,000万円以上ご寄付いただいた方に天皇陛下からの褒章の記を贈呈させていただきます。

税制上の優遇措置および表彰に関するご質問等については、振興課までお問い合わせください。

市区町村の赤十字担当窓口

神奈川県内の各市区役所、町村役場、社会福祉協議会など、60カ所に赤十字窓口(地区・分区)を設置し、地域に根ざした様々な赤十字活動を展開しています。

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------|--|--------------|
| 横浜市地区本部 | 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市健康福祉局 福祉保健課 | 045-671-4044 |
| 鶴見区地区 | 〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-37-37 リオパルテ鶴見2階 鶴見区社会福祉協議会 | 045-504-5619 |
| 神奈川区地区 | 〒221-0825 横浜市神奈川区反町1-8-4 はーと友神奈川1階 神奈川区社会福祉協議会 | 045-311-2014 |
| 西区地区 | 〒220-0011 横浜市西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階 西区社会福祉協議会 | 045-450-5005 |
| 中区地区 | 〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル4階 中区社会福祉協議会 | 045-681-6664 |
| 南区地区 | 〒232-0024 横浜南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設8階 南区社会福祉協議会 | 045-260-2510 |
| 港南区地区 | 〒233-0003 横浜市港南区港南4-2-8 3階 港南区福祉保健活動拠点 港南区社会福祉協議会 | 045-841-0256 |
| 保土ヶ谷区地区 | 〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町5-11 かるがも3階 保土ヶ谷区社会福祉協議会 | 045-341-9876 |
| 旭区地区 | 〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35 旭区社会福祉協議会 | 045-392-1123 |
| 磯子区地区 | 〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階 磯子区社会福祉協議会 | 045-751-0739 |
| 金沢区地区 | 〒236-0021 横浜市金沢区泥亀1-21-5 いきいきセンター金沢 金沢区社会福祉協議会 | 045-788-6080 |
| 港北区地区 | 〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206 港北区社会福祉協議会 | 045-547-2324 |
| 緑区地区 | 〒226-0019 横浜市緑区中山2-1-1 ハーモニーみどり1階 緑区社会福祉協議会 | 045-931-2478 |
| 青葉区地区 | 〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾1169-22 青葉区福祉保健活動拠点 ふれあい青葉 青葉区社会福祉協議会 | 045-972-8836 |
| 都筑区地区 | 〒224-0006 横浜市都筑区荏田東4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館 都筑区社会福祉協議会 | 045-943-4058 |
| 戸塚区地区 | 〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町167-25 戸塚区社会福祉協議会 | 045-866-8434 |
| 栄区地区 | 〒247-0005 横浜市栄区桂町279-29 栄区社会福祉協議会 | 045-894-8521 |
| 泉区地区 | 〒245-0023 横浜市泉区和泉中央南5-4-13 泉区社会福祉協議会 | 045-802-2150 |
| 瀬谷区地区 | 〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町469せやまる・ふれあい館2階 瀬谷区社会福祉協議会 | 045-361-2117 |
| 川崎市地区本部 | 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所 地域包括ケア推進室 地域福祉担当 | 044-200-2628 |
| 川崎区地区 | 〒210-8570 川崎市川崎区東田町8/パレールビル7階 川崎区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課 | 044-201-3228 |
| 川崎区地区大師分区 | 〒210-0814 川崎市川崎区台町26-7 川崎区役所大師支所 地域振興担当 | 044-271-0137 |
| 川崎区地区田島分区 | 〒210-0853 川崎市川崎区田島町20-23 川崎区役所田島支所 地域振興担当 | 044-322-1968 |
| 幸区地区 | 〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1 幸区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課 | 044-556-6643 |
| 中原区地区 | 〒211-8570 川崎市中原区小杉町3-245 中原区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課 | 044-744-3252 |
| 高津区地区 | 〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1 高津区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課 | 044-861-3302 |
| 宮前区地区 | 〒216-8570 川崎市宮前区宮前平2-20-5 宮前区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課 | 044-856-3254 |
| 多摩区地区 | 〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課 | 044-935-3285 |

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----------|---|--------------|
| 麻生区地区 | 〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1 麻生区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課 | 044-965-5156 |
| 相模原市地区本部 | 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市健康福祉局 生活福祉課 | 042-851-3170 |
| 横須賀市地区 | 〒238-8550 横須賀市小川町11 横須賀市役所 市民生活課 | 046-822-8220 |
| 平塚市地区 | 〒254-8686 平塚市浅間町9-1 平塚市役所 福祉総務課 | 0463-21-9862 |
| 鎌倉市地区 | 〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 鎌倉市役所 生活福祉課 | 0467-61-3958 |
| 藤沢市地区 | 〒251-0054 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所分庁舎1階 藤沢市社会福祉協議会 | 0466-50-3525 |
| 小田原市地区 | 〒250-8555 小田原市荻窪300 小田原市役所 福祉政策課 | 0465-33-1863 |
| 茅ヶ崎市地区 | 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 茅ヶ崎市役所 地域福祉課 | 0467-81-7152 |
| 逗子市地区 | 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 逗子市役所 社会福祉課 | 046-873-1111 |
| 三浦市地区 | 〒238-0298 三浦市城山町1-1 三浦市役所 福祉課 | 046-882-1111 |
| 秦野市地区 | 〒257-8501 秦野市桜町1-3-2 秦野市役所 地域共生推進課 | 0463-82-7392 |
| 厚木市地区 | 〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市役所 地域包括ケア推進課 | 046-225-2200 |
| 大和市地区 | 〒242-0004 大和市鶴間1-31-7 大和市保健福祉センター5階 福祉総務課 | 046-260-5604 |
| 伊勢原市地区 | 〒259-1188 伊勢原市田中348 伊勢原市役所 地域福祉推進課 | 0463-94-4718 |
| 海老名市地区 | 〒243-0492 海老名市勝瀬175-1 海老名市役所 福祉政策課 | 046-235-4820 |
| 座間市地区 | 〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1 座間市役所 地域福祉課 | 046-252-7127 |
| 南足柄市地区 | 〒250-0192 南足柄市関本440 南足柄市役所 福祉課 | 0465-43-7553 |
| 綾瀬市地区 | 〒252-1192 綾瀬市早川550 綾瀬市役所 福祉総務課 | 0467-70-5613 |
| 葉山町分区 | 〒240-0192 三浦郡葉山町堀内2135 葉山町役場 福祉課 | 046-876-1111 |
| 寒川町分区 | 〒253-0196 高座郡寒川町宮山165 寒川町役場 福祉課 | 0467-74-1111 |
| 大磯町分区 | 〒255-8555 中郡大磯町東小磯183 大磯町役場 福祉課 | 0463-61-4100 |
| 二宮町分区 | 〒259-0196 中郡二宮町二宮961 二宮町役場 福祉保険課 | 0463-75-9289 |
| 中井町分区 | 〒259-0153 足柄上郡中井町比奈窪56 中井町役場 健康課 | 0465-81-5546 |
| 大井町分区 | 〒258-0019 足柄上郡大井町金子1964-1 大井町保健福祉センター 子育て健康課 | 0465-83-8012 |
| 松田町分区 | 〒258-8585 足柄上郡松田町松田惣領2037 松田町役場 子育て健康課 | 0465-84-5544 |
| 山北町分区 | 〒258-0195 足柄上郡山北町山北1301-4 山北町役場 福祉課 | 0465-75-3644 |
| 開成町分区 | 〒258-8502 足柄上郡開成町延沢773 開成町役場 保険健康課 | 0465-84-0328 |
| 箱根町分区 | 〒250-0398 足柄下郡箱根町湯本256 箱根町役場 福祉課 | 0460-85-7790 |
| 真鶴町分区 | 〒259-0202 足柄下郡真鶴町岩244-1 真鶴町役場 保険福祉課 | 0465-68-1131 |
| 湯河原町分区 | 〒259-0392 足柄下郡湯河原町中央2-2-1 湯河原町役場 社会福祉課 | 0465-63-2111 |
| 愛川町分区 | 〒243-0392 愛甲郡愛川町角田251-1 愛川町役場 福祉支援課 | 046-285-6928 |
| 清川村分区 | 〒243-0195 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216 清川村役場 子育て健康福祉課 | 046-288-3861 |

神奈川県内の 赤十字施設

- 赤十字施設
- 献血ルーム



- 1 日本赤十字社神奈川県支部**
〒231-8536 横浜市中区山下町70-7
TEL 045-681-2123
- 2 横浜市立みなと赤十字病院**
〒231-8682 横浜市中区新山下3-12-1
TEL 045-628-6100
- 3 秦野赤十字病院**
〒257-0017 秦野市立野台1-1
TEL 0463-81-3721
- 4 相模原赤十字病院**
〒252-0157 相模原市緑区中野256
TEL 042-784-1101
- 5 神奈川県赤十字血液センター**
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町680-7
TEL 045-834-4611
- 6 神奈川県赤十字血液センター湘南事業所**
〒243-0035 厚木市愛甲1837

- 1 横浜SKY献血ルーム**
〒220-0011 横浜西区高島2-19-12
スカイビル27階
TEL 045-444-1088
- 2 横浜Leaf献血ルーム**
〒220-0004 横浜西区北幸1-6-1
横浜ファーストビル14階
TEL 045-534-7173
- 3 二俣川献血ルーム**
〒241-0815 横浜市旭区中尾1-1-2
TEL 045-361-0330
- 4 かわさきルフロン献血ルーム**
〒210-0024 川崎市川崎区日進町1-11
川崎ルフロン9階
TEL 044-245-1857
- 5 みぞのくち献血ルーム**
〒213-0001 川崎市高津区溝口1-3-1
ノクティプラザ1 10階
TEL 044-813-0311
- 6 クロスウェーブ湘南藤沢献血ルーム**
〒251-0055 藤沢市南藤沢21-8
大安興業ビル4階
TEL 0466-25-8877
- 7 海老名献血ルーム**
〒243-0438 海老名市めぐみ町3-1
VINA GARDENS PERCH 8階
TEL 046-240-8655

赤十字についてのQ&A



Q. 寄付は強制ですか？

- A.** 強制ではなく、任意でお願いしています。
赤十字の災害救護をはじめとする様々な事業にご理解をいただいた皆さまからの寄付が、苦しんでいる人の支えとなります。

Q. 寄付の金額に決まりはありますか？

- A.** 決まりはありません。2,000円以上ご寄付いただいた方は会員として登録させていただき、会員誌などをお送りします。

Q. 赤十字の「会費(活動資金)」の募集をなぜ町内会で行うのですか？

- A.** 赤十字の活動は、地域福祉やボランティア活動など地域に根ざした活動を行っており、災害時には、自治体や地域住民の方々と協力して救護活動を展開するなど、地域と密接なかかわりがあります。このような活動を行うため、自治会・町内会の会合などでご承認をいただいた方々に、「協賛委員」として「会費(活動資金)」の募集にご協力をいただいています。

Q. 会費(活動資金)と義援金、救援金の違いはなんですか？

- A.** 「会費(活動資金)」は、災害時における救護活動をはじめとした日本赤十字社の様々な活動に使われます。一方、「義援金」は、被災都道府県に設置される義援金配分委員会に全額が送金され、同委員会の定める配分基準に従って、全額が被災者に届けられます。また、「救援金」は、海外で発生した災害や紛争による被災者を支援するため、赤十字・赤新月社が行う医療や衣食住などの緊急救援・復興支援などに使われます。

ご不明点はお気軽にお問い合わせください。

日本赤十字社神奈川県支部 振興課 TEL 045-681-2268



神奈川県支部による災害時を想定した訓練の様子

苦しんでいる人を救いたい

東日本大震災の発生から15年、熊本地震から10年、能登半島地震から2年。
日本赤十字社では、いつ起こるかわからない大規模災害に備え、
日頃から医療救護訓練や防災・減災の普及啓発などに取り組んでいます。

あなたのご支援で
できることの一例

2,000円で

毛布1枚

災害時、避難所
などでの生活に。



4,000円で

援護物資

県内各市町村に配備し、
火災・風水害などの被害に
あった方にお届けします。



5,000円で

緊急セット
1セット4人分

避難所生活時に必要となる
物が収納されています。



赤十字活動資金にご協力をお願いします。

町内会・自治会のご協力により募集を行っているほか、地域の赤十字窓口でもご協力いただけます。



日本赤十字社神奈川県支部は、
皆さまのご寄付を財源に次のような活動をしています。

活動資金の約96%は皆さまからのご寄付によるものです(令和6年度実績)



災害救護事業



被災地に救護班を派遣し、医療救護活動やこころのケア活動を行います。そのため、日ごろから訓練や研修を重ね、災害に備えています。

ほかにも災害に備えて…
赤十字防災セミナー



大規模災害の初期に重要な「自助」「共助」の力を養い、命を守るための取り組みを考えるセミナーです。自治会・町内会や学校などで実施しています。

救急法等の講習



いのちと健康を守るための具体的な知識と技術を伝える講習を、ボランティア指導員の協力のもと、県内各地で開催しています。

国際活動



世界中に広がる赤十字のネットワークを生かし、災害や紛争による被災者の救援と開発途上国における防災・保健衛生などの支援を行っています。

赤十字ボランティアの育成



赤十字の活動は、赤十字ボランティアによって支えられています。神奈川県には約2万人の赤十字ボランティアが活躍しています。

青少年赤十字



教育現場に赤十字の理念、知識、技術を取り入れ、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」の3つの実践目標のもと、さまざまな活動を行っています。

引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

日本赤十字社神奈川県支部では、さまざまな方法でご寄付を受け付けています。

口座振替

クレジットカード・Amazon Pay

遺贈・相続財産寄付

各金融機関でのご寄付



「新たな防災気象情報」・「気象警報等発表区域の細分化」の運用開始について【情報提供】

1 事業の趣旨

(1) 新たな防災気象情報

令和8年5月下旬から、新たな防災気象情報の運用が全国で始まります。

(2) 気象警報等発表区域の細分化

横浜地方気象台から横浜市域に発表される気象警報等は、現在「市全域」に発表されていますが、令和8年5月下旬から、「北部」及び「南部」の2区域に細分化されて発表されることとなります。

2 お願いしたいこと

【区連長】 本制度の開始について、ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合会の定例会等において、地域の皆様への周知にご協力をお願いします。

【単位会長】 定例会等での情報提供をお願いいたします。

3 概要

(1) 新たな防災気象情報

別紙のとおり

(2) 気象警報等発表区域の細分化

別紙のとおり

総務局緊急対策課
担当 古賀、福原
電話 045-671-2064
メール so-kinkyu@city.yokohama.lg.jp

令和8年から 気象警報等が 大きく変わります。



警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます。

◎発表される警報・注意報の名称にレベルが付記されます。避難行動と直結するレベルがすぐわかり、避難判断の目安が明確になります。詳しくは裏面に。

【変更例】

(旧)「大雨警報」

→ (新)「レベル3大雨警報」



「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます。

◎危険な場所から避難が必要な状況であるレベル4相当の情報が「危険警報」として発表されます。

【変更例】

(旧)「土砂災害警戒情報」

→ (新)「レベル4土砂災害危険警報」

| | 河川氾濫 | 大雨 | 土砂災害 | 高潮 |
|----------|----------------|----------------|------------------|----------------|
| 警戒レベル5相当 | レベル5 氾濫特別警報 | レベル5 大雨特別警報 | レベル5 土砂災害特別警報 | レベル5 高潮特別警報 |
| 警戒レベル4相当 | レベル4 氾濫危険警報 | レベル4 大雨危険警報 | レベル4 土砂災害危険警報 | レベル4 高潮危険警報 |
| 警戒レベル3相当 | レベル3 氾濫警報 | レベル3 大雨警報 | レベル3 土砂災害警報 | レベル3 高潮警報 |
| 警戒レベル2 | レベル2 氾濫注意報 | レベル2 大雨注意報 | レベル2 土砂災害注意報 | レベル2 高潮注意報 |
| 警戒レベル1 | 早期注意情報 | | | |

【お問い合わせ】

横浜市総務局緊急対策課 電話：045-671-2064/FAX：045-641-1677
若しくは、最寄りの区役所総務課にお問い合わせください。

避難のタイミングは レベルで判断



災害が起きる前に何をすべきか、
レベルごとにチェック！

時間推移のイメージ

数日～
1日前

レベル1 早期注意情報 ・災害への心構えを一段高める

半日～
数時間前

レベル2 注意報 ・ハザードマップ等で災害リスクを再確認する
・自らの避難行動を確認

数時間～
3時間前

レベル3 警報 ・避難に時間がかかる**高齢者等は危険な場所から避難する**
・高齢者等以外の人にも必要に応じて避難の準備や自主避難

2時間～
0時間前

レベル4 危険警報 ・**危険な場所から全員避難する**
※台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了

災害
発生

レベル5 特別警報 ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況
・今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する

気象警報等の発表区域が南北に分かれます。

POINT



なぜ、南北に分けて発表するの？

◎横浜市は面積が広く、降雨の状況や危険度に地域差が生じやすいという特性がありました。そのため、市内全域で発表される気象警報等が、区域によっては実際の危険度と必ずしも一致していない場合があります。今回、発表区域を北部・南部に分けることで、より実際の危険度に即した気象警報等を発表できるようになり、また、市としての確かな防災対応を図ることができます。

POINT



何が変わるの？

◎全ての気象警報等（大雨、土砂、高潮など）が南北に分かれて発表されます。例えば、これまで市内全域で発表されていた「大雨警報」が、今後は「レベル3大雨警報（横浜市北部）」、「レベル3大雨警報（横浜市南部）」と発表されるようになります。



自治会町内会ポータルへの運用開始に向けたお知らせ【情報提供】

1 説明の趣旨

令和 8 年 4 月 1 日より、自治会町内会ポータルへの運用開始に合わせ、ホームページとコールセンターを開設します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 自治会町内会ポータルについて

地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。

(1) 運用開始予定日時

令和 8 年 4 月 1 日(水) 9 時

(2) オンライン申請可能な項目

① 補助金申請

- ・ 地域活動推進費補助金
- ・ 地域防犯灯維持管理費補助金
- ・ 町の防災組織活動費補助金

② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出

③ 委嘱委員の推薦届出

④ 防犯灯新設・移設に係る申請

4 ホームページの開設について

自治会町内会ポータルへのホームページを開設し、自治会町内会ポータルへのリンクや操作マニュアル・操作説明動画など、4 月 1 日に向け順次公開していきます。

【パソコン等で検索する場合】

横浜市 自治会町内会ポータル

検索

【スマートフォンで閲覧する場合】

【ホームページ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/jichikai-portal.html>



【裏面あり】

5 コールセンターの設置について

操作でお困りの際は、自治会町内会ポータルコールセンターにお電話ください。

(1) 電話番号

045-577-4295

(2) 開設時間

令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）

平日 午前9時から午後8時まで

土日祝日 午前10時から午後5時まで

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-3624 FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

令和 8年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について【情報提供】

1 趣旨

令和 8年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について、内容の詳細をご案内させていただきます。自治会町内会向けの補助金の拡充等が盛り込まれていますので、ぜひご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 今回ご案内する支援制度について（参考：別紙一覧参照）

- (1) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】 . . . 資料 1
- (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】 . . . 資料 2
- (3) LED防犯灯新規設置事業【継続】 . . . 資料 3

4 備考

令和 8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

| | |
|---|---|
| <p>(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口、片渕 (3) LED防犯灯新規設置事業 電話 045-671-3709 石橋、早野 メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp</p> | <p>(会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 佐藤、笹尾 電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734 メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp</p> |
|---|---|

市民局（一部総務局） 令和8年度 自治会町内会活動への補助一覧

| | 補助内容等（下線部：変更点） | 申請時期 | 問合せ先・申請先 |
|---|---|-----------------------------------|---|
| 拡充 地域防犯カメラ設置補助金 | 自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助台数の増（240台）、補助率9/10、上限28万円 ※資料1参照 | 4～7月末 | 区地域振興課 |
| 例年同 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 | 自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり ※資料2参照 | 4～10月末 事務委託事業者 | 【4月1日～】 横浜市住宅供給公社（予定） 電話 045-451-7740 |
| 例年同 地域活動推進費補助金 ※ポータル申請可 | 自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 上限額900円×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり） | 4～6月 | 区地域振興課 |
| 例年同 地域防犯灯維持管理費補助金 ※ポータル申請可 | 自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額） | 4～6月 | 区地域振興課 |
| 例年同 自治会町内会館整備費補助金 | 昨年、8年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等 | ※9年度整備に向けた事前申出 4～6月（予定） | 区地域振興課 （4月市連会・区連会にて案内） |
| 例年同 町の防災組織活動費補助金 ※ポータル申請可 | 町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円） | 4～6月 区総務課 | 区総務課 （区連会にて案内） |

※LED防犯灯新規設置事業：自治会町内会等の申請により電柱共架型500灯、鋼管ポール型36灯の新設 **※資料3参照**
（申請時期：4～6月、問合せ・申請先：区地域振興課、3月に案内）

【参考：個人世帯等向け】よこはま安心ボックス設置支援事業：購入を希望する市民の方を対象にして、宅配ボックスの購入費の一部（約1/2）を市で負担します。（開始予定時期：6月、最大6700世帯の利用を想定）詳細は決まり次第、市ウェブページでお知らせします。

※ポータル申請可：自治会町内会ポータルでオンライン申請が可能です。

※令和8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

令和 8 年度 地域防犯カメラ設置補助制度について

1 事業の趣旨

地域における防犯活動を支援するため、防犯カメラ設置費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を令和 8 年度も実施します。

防犯カメラの設置をご検討されている場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課へご提出ください。

2 制度の概要

(1) 申請書及び添付書類の提出期限

令和 8 年 7 月 31 日（金）必着

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、早めに行ってください。

申請の手引・申請書の配付場所

- ・各区地域振興課
- ・横浜市ホームページ（3月下旬頃、公表予定）



(2) 申請書類提出先

- ・各区地域振興課
- ・横浜市電子申請・届出システム

【主な提出書類】

- ・申請書（第 1 号様式）
- ・収支計算書（第 2 号様式）
- ・見積書

詳細は「申請の手引」をご確認のうえ、各区地域振興課へご相談ください。

(3) 補助金交付までのスケジュール

| | |
|----------------|--|
| 令和 8 年 3 月～ | <ul style="list-style-type: none"> ・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意取得 ・関係機関との相談・協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所等) |
| 7 月 31 日まで | <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出 |
| 10 月上旬頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定通知（交付/不交付） ※この決定後、機器購入・工事契約が可能になります。 |
| 令和 9 年 1 月中旬まで | <ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラ設置工事完了後、実績報告書類を横浜市へ提出 |
| 3 月頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付 |

(4) 補助条件等

① 補助対象の防犯カメラ

- ・ 公共空間（道路・公園等）を撮影・記録するために固定設置するもの
- ・ 機能強化を目的とした設置機器の更新も対象
- ・ プライバシー保護のため、総会・役員会等で合意形成し、設置箇所周辺住民の同意を必ず取得してください。

② 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

- ・ 防犯カメラの機器購入費
 - ・ 当該カメラの設置工事に係る費用
- ※電気料金、修繕費、点検費などの維持管理費は対象外

④ 補助内容

防犯カメラ 1 台につき補助対象経費の 10 分の 9
補助上限額：280,000 円

⑤ 補助予算台数

240 台

予算の範囲内で交付決定を行うため、申請いただいても補助されない場合や、申請台数の一部のみとなる場合があります。

その際は、犯罪発生状況等を考慮し、交付を判断します。

【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上や利益を財源として防犯カメラの設置費用等を賄う取組を行う事業者があります。

横浜市の補助制度を利用せずに設置を検討する場合の参考としてください。

※設置条件等は飲料メーカーごとに異なります。詳細は横浜市ホームページをご覧ください。神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課へお問い合わせください。

神奈川県ホームページ



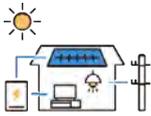
横浜市ホームページ



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp



4月1日～ 申請受付開始(予定)

申請期限10月末／**予算上限に達し次第、受付終了**

会館への
LED 照明・
省エネエアコン・
太陽光発電設備等
の設置に補助
(補助率 2/3)

すでに会館を持つ
自治会町内会の
半数以上にご利用
いただいています！

「8年度版 募集案内」



横浜市 会館脱炭素



公開しました

💡 蛍光灯は令和9年末で製造廃止予定のため、今のうちにLEDへの交換をご検討ください。

■申請までの 3ステップ

- ① **施工案作成** 対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼
- ② **会の意思決定** 自治会町内会としての意思決定(総会・定例会等での確認)
- ③ **申請準備** 「募集案内」を確認して、申請に必要な書類の作成・準備

■対象製品 ※補助基準の詳細は、「募集案内」参照

| LED 照明器具 | エアコン | 断熱窓など |
|---|--|--|
|  <p>補助上限額 60万円</p> <p>省エネ性能 ★★★★☆4.0</p> <p>・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品</p> <p>電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)</p> |  <p>補助上限額 130万円</p> <p>省エネ性能 ★★★★☆2.4</p> <p>家庭用 統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4つ以上</p> <p>業務用 トップランナー基準達成製品</p> |  <p>断熱窓 太陽光 発電設備 蓄電池</p> <p>補助上限額 合算で 200万円</p> <p>いずれかの実施でも申請ができます。 ※断熱窓:会館の状況により、補助基準に合う製品が 見当たらない場合はお問合せください。</p> |

■対象団体

会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会等も補助対象とします。

■[4/1～] 申請書提出先／建築士訪問アドバイザー事前予約／問合せ先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

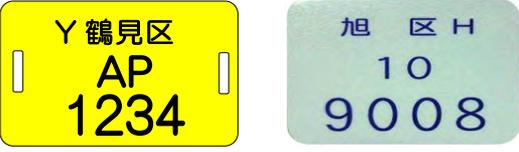
受付時間 平日9時～17時

●申請方法は、横浜市住宅供給公社へ
Eメール、郵送、公社窓口にて持参(予約
制)

※本補助金の実施は、令和8年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

事業実施主体:横浜市市民局地域活動推進課 電話 045-671-2317

(1) 横浜市のLED防犯灯について

| 横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯 | |
|--|---|
| 電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理) | 鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理) |
| 灯具の横に黄色のプレートが付いています  | ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています  |
| プレートタイプ  | シールタイプ  |

- ・物価高騰等により電気料金など削減できない経費が事業費全体を圧迫しています。このため、市では、効率の良い防犯灯の維持管理を目標にしています。
- ・土地利用が変わり現在は設置基準を満たさないものがあります。街全体にバランス良く防犯灯を配置する必要があると考えています。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(2) 市による新規設置を希望する際の御申請について

～暗がり解消に向けて～

令和 8 年度から、暗がり解消事業を開始します。

💡 今まで、自治会町内会からの申請のみで新規設置場所を選定してきましたが、防犯灯や電柱を位置情報システム (GIS) で解析し、市 (区) からプッシュ型で自治会町内会の皆様に設置場所の提案も致します。他にも、近くに電柱が無い場所にソーラー式防犯灯を設置するなど、過去にご要望に沿えなかった案件にも新たな手段の提案を検討していきます。まずは区役所の地域振興課にご相談下さい。

① 令和8年度の新規設置の御申請について

- ・市（18区）全体で 500 灯（電柱共架型）36 灯（鋼管ポール） の予定です。
- ・申請は 自治会ポータル又は区地域振興課 にて、締切は令和8年6月30日（火） となります。
- ・各々の『令和8年度 LED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を確認し、申請してください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。

② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置後に近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

| | |
|--------------------------------|--|
| 自治会町内会が自ら灯りを設置し、維持管理を行う | 灯りの設置は地域活動推進費補助金の対象です。 なお、地域防犯灯維持管理費補助金の対象となる灯りを整備した場合は、翌年度以降、維持管理に係る補助金交付（年2,200円/灯）が受けられます。 |
| 自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する | <u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置基準を満たした防犯灯について設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外 |

（3）LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。

ポールの劣化事例



【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター（0120-995-007）に、直接御連絡ください。

※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803（有料）

【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・ **〇〇区地域振興課** 電話045－ －
- ・ 市民局地域防犯支援課 sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号 (黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容 (「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期 (気づいた日) 及び時間帯

* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがあります。故障ではありません。

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて (参考)】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者や土地所有者の許可を得て設置しています。電柱事業者や土地所有者等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

(4) 劣化した鋼管ポール防犯灯への御理解について

令和8年度から鋼管ポールの劣化対策として、「補修」も行う事としました。令和7年度の点検結果をもとに、劣化が著しいものから順に対応します。一方で、ポールが倒壊してしまうと、補修することは出来ません。日常の見守りで、穴が開いていたり、ガタツキのある鋼管ポールを発見した際は、情報提供下さいますようお願いいたします。

また、著しい劣化が認められ、「補修」も不可能な場合、安全を考慮し撤去させていただきます。撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え (鋼管ポール型防犯灯の再整備) のいずれかの対応となります。

なお、現在設置する鋼管ポールは基礎が大きい (約直径 50cm 地中深 1m) ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。設置可能なスペースを確保できない場合や、近隣の方の合意が得られない場合など、市では建替えできない場合があります。



市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替え・補修は付近に電柱がなく、代替照明を設置する場所が無い場合に限りです。

LED防犯灯事業の市ホームページは

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/>

「令和8年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について【事業説明】

1 事業の趣旨

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和8年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 令和8年度横浜市市民活動保険補償内容（令和7年度補償内容から変更はありません）

| 賠償責任保険（限度額） | | 傷害保険 | |
|-----------------|-----------|------|--------------------------------|
| 身体賠償 | 1名 1億円 | 死亡 | 1名 500万円 |
| | 1事故 5億円 | 後遺障害 | 後遺障害の程度に応じた金額 （1名 上限500万円） |
| 財物賠償 | 1事故 500万円 | 入院 | 1日 3,500円（180日限度） |
| 保管物賠償 | 1事故 500万円 | 通院 | 1日 2,500円（90日限度） |
| 免責金額 （自己負担額） | 5,000円 | 手術 | 入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円 |

4 添付資料

リーフレット「令和8年度横浜市市民活動保険のご案内」



5 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、
地域ケアプラザ 等

本市ホームページにも掲載します。

▲市民活動保険
ホームページ

※ 令和8年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

令和8年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和8年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特徴

- **保険料は不要です。**
- **事前の登録・加入手続きは不要です。**
- **事故発生後に手続きをしていただけます。**

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対象

もっぱら市内で、次の**4つの要件を全て満たす**ボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

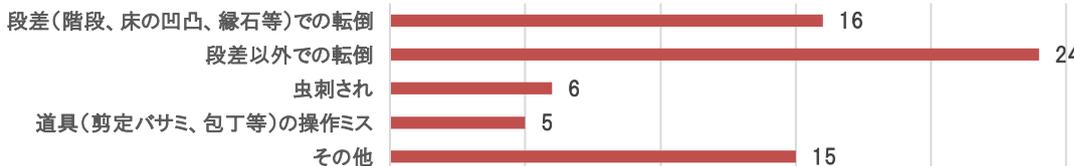
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

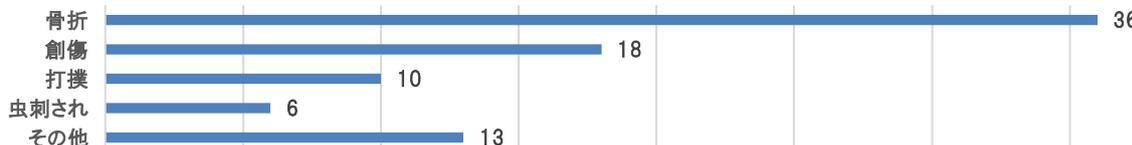
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との**通常考えられる経路の往復途上**（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の**準備活動、後片付け**

事故の原因は？

【傷害事故: 令和7年4月～令和7年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



| | | |
|----|-------------------|--|
| 1 | 社会福祉施設等への援護活動 | 行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等 |
| 2 | 高齢者、障がい児・者等への援護活動 | 配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等 |
| 3 | 清掃活動 | 公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等 |
| 4 | 資源回収・リサイクル活動 | |
| 5 | 公共的団体が行う募金活動 | 共同募金、交通遺児募金 等 |
| 6 | 地域防災・防犯活動 | 地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等 |
| 7 | 交通安全活動 | 通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等 |
| 8 | 保健衛生活動 | 食生活改善指導、健康に関する啓発 等 |
| 9 | スポーツ活動の指導・運営 | 各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等 |
| 10 | 文化活動の指導・運営 | 絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等 |
| 11 | 地域住民組織の運営 | 自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等 |
| 12 | 市(区)主催・共催事業の企画・運営 | 講演会、展示会等の企画・運営 等 |



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの**非常勤特別職の地方公務員としての活動**
(公務災害等の補償があります)
- (3) **学校管理下での活動**(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) **単位取得や学習のために行う活動** (例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、**労働の対価が支給される活動** (交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) **一時的、突発的な善意の行為** (例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動 (例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) **互助的な活動**(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) **特定の個人や特定の団体の利益のための活動**
- (10) **政治、宗教、営利に関わる活動** (例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) **チェーンソーを使用する森林ボランティア活動** (賠償責任事故のみ対象となります)
 - ① 防災訓練やイベントの**参加者**、講座の**受講者は対象になりません**。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
 - ② 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
 - ③ 本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



| 賠償責任事故 | ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 法律上の賠償責任を負った場合に 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 ※免責金額(自己負担額)5,000 円を超える部分について支払われます。 | | | |
|--------|---|-------------------|---------|----------------|
| | 区分 | 保険金額(限度額) | 自己負担額 | 内容 |
| | 身体賠償 | 1名 1億円 1事故 5億円 | 5,000 円 | 他人の身体に損害を与えた場合 |
| | 財物賠償 | 1事故 500 万円 | | 他人の財物に損害を与えた場合 |
| 保管物賠償 | 他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合 | | | |

| 傷害事故 | ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。 | | |
|------|---|---|--|
| | 区分 | 保険金額 | 内容 |
| | 死亡 | 1名 500 万円 | 傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に死亡した場合 |
| | 後遺障害 | 程度により 1名 20~500 万円 | 傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合 |
| | 入院 | 1日 3,500 円 (180 日限度) | 傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。 |
| | 通院 | 1日 2,500 円 (90 日限度) | |
| 手術 | 入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円 | 事故の日から 180 日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1 回の手術に限る) | |

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・**地震、噴火、または津波による事故** ・**活動者の故意による事故** ・**活動者の心神喪失による事故** 等

■賠償責任事故

- ・ **車両の所有、使用、または管理に起因する事故**
- ・ **故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故**
- ・ **自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損**
- ・ **活動者の親族に対する事故** 等

■傷害事故

- ・ **熱中症**
- ・ **対象者の脳疾患や疾病によるもの**
- ・ **細菌性食中毒**
- ・ **むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの**
- ・ **自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故**
- ・ **重大な過失による事故**
- ・ **長時間立って作業をしたことでひざを痛めた** 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡します。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

| 保険の対象要件(確認事項) | | 提出書類の例 |
|---------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| 1 | 自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である | 規約、会則、チラシ、ボランティア募集チラシ・パンフレット等 |
| 2 | 無報酬の活動である | |
| 3 | 公益性のある活動である | |
| 4 | 継続的・計画的に実施されている活動である | 事業計画書、案内文、チラシ・パンフレット 等 |
| 5 | 申請者(活動者)が事故日に活動していた | 当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等 |
| 6 | 【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している | 「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図 |

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#) [検索](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

| | | | | | | | |
|-----------|-------------|------|------------------------------|-----|------------------------------|-------|------------------------------|
| (各区役所総務課) | お問い合わせ・申請先 | 青葉区 | Tel 978-2212 Fax 978-2410 | 港南区 | Tel 847-8305 Fax 841-7030 | 戸塚区 | Tel 866-8308 Fax 881-0241 |
| | | 旭区 | Tel 954-6006 Fax 951-3401 | 港北区 | Tel 540-2206 Fax 540-2209 | 中区 | Tel 224-8112 Fax 224-8109 |
| | | 泉区 | Tel 800-2312 Fax 800-2505 | 栄区 | Tel 894-8311 Fax 895-2260 | 西区 | Tel 320-8308 Fax 322-9847 |
| | | 磯子区 | Tel 750-2311 Fax 750-2530 | 瀬谷区 | Tel 367-5611 Fax 366-9657 | 保土ヶ谷区 | Tel 334-6373 Fax 334-6390 |
| | | 神奈川区 | Tel 411-7006 Fax 324-5904 | 都筑区 | Tel 948-2212 Fax 948-2208 | 緑区 | Tel 930-2211 Fax 930-2209 |
| | | 金沢区 | Tel 788-7705 Fax 786-0934 | 鶴見区 | Tel 510-1653 Fax 510-1889 | 南区 | Tel 341-1224 Fax 241-1151 |
| | 市外局番 045 | | | | | | |

<作成・発行> 横浜市市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」の公開について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和7年11月にウェブ公開した「自治会町内会のための講習会」の内容を中心にまとめた、自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」を作成し、ホームページに公開しました。
負担軽減等の活動事例を紹介していますので、自治会町内会活動をご検討の際にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 内容

(1) 自治会町内会の運営課題と工夫

令和7年度自治会町内会アンケートの回答から、運営上の課題に対する工夫例を紹介しています。

(2) 事例紹介※11月定例会資料にて、動画配信をご案内したものと同事例です。

事例1 中区 本牧大島自治会

「人が動きたくなくなる工夫と参加を生む自治会マネジメントの実践」

事例2 保土ヶ谷区 岩井町原第一町内会

「キャッシュレス決済導入について」～PayPayを活用した集金事例～

事例3 都筑区 東山田四丁目町内会

「デジタルを活用した持続可能な町内会運営に向けて」

(3) 自治会町内会活動におけるデジタルツールの紹介



4 公開先 URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



二次元コード

5 その他

データ掲載のみとなりますので、冊子が必要な場合は、お手数ですが、上記ホームページからデータをダウンロードの上、印刷いただくようお願いいたします。

事例1～3については、発表動画を上記ホームページから視聴できますので、ぜひご覧ください。

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 佐藤、笹尾

電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp



自治会町内会活動事例集

ハマの 元気印



令和デジタル版 vol.4

地域の絆を育み、地域で支え合う
社会の構築を目指して



自治会町内会で課題となっている担い手不足や会員の高齢化について、地域の絆を深めるための工夫やICT等を活用して負担軽減に取り組んでいる事例をご紹介します。

自治会町内会の運営課題と工夫

1 2

活動事例

事例1 中区 本牧大鳥自治会 3

「人が動きたくなくなる工夫と参加を生む自治会マネジメントの実践」

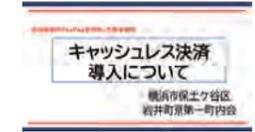
- 参加したくなる地域活動の工夫
団体内の透明性の確保、会員の企画支援活動など
- 分散・連携型の地域運営
公式LINE、デジタル回覧板、自治会サポーター制度など



事例2 保土ヶ谷区 岩井町原第一町内会 4

「キャッシュレス決済導入について」

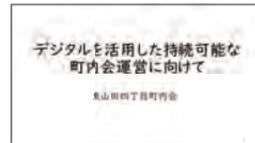
- 会費徴収のキャッシュレス化～PayPayを活用した集金事例～
集金の仕組み、今後の展望など



事例3 都筑区 東山田四丁目町内会 5

「デジタルを活用した持続可能な町内会運営に向けて」

- デジタル活用の取組事例、変化と効果
オープンチャットによる防災・防犯情報の共有、生成AIの活用、資料印刷のアウトソーシングなど



自治会町内会活動におけるデジタルツールの紹介

6

動画配信 活動事例1～3については、ホームページから発表動画(外部サイト)を視聴できます。

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

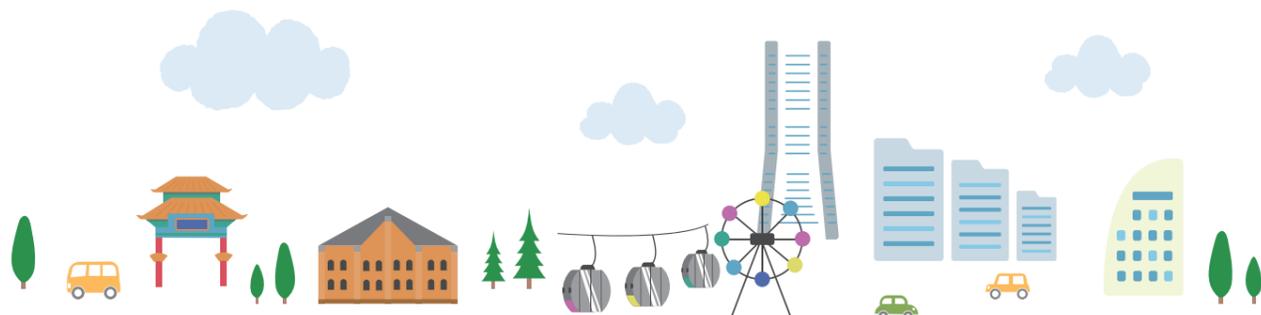


二次元コード

視聴期間

令和9年
3月31日(水)まで

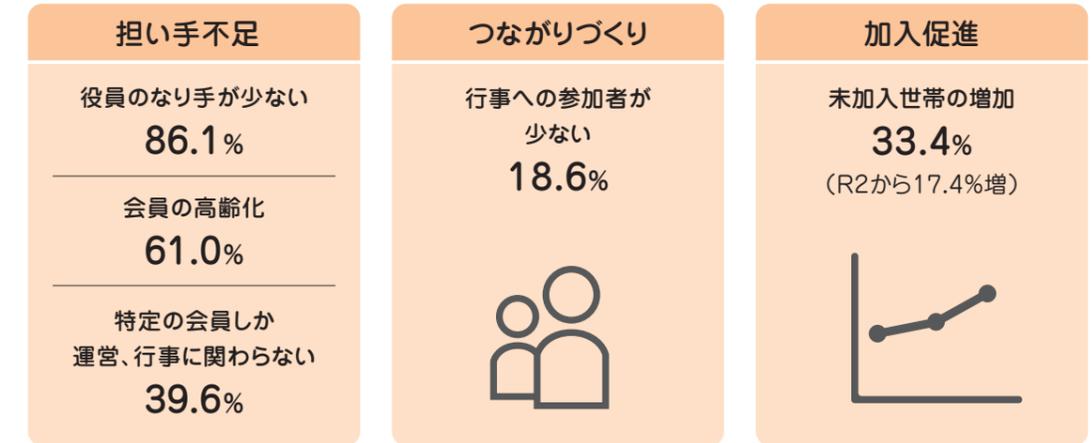
※掲載した事例は、それぞれ取材時点の内容になりますので、現在の活動とは異なる場合がありますことにご留意ください。



自治会町内会の運営課題と工夫

運営にあたっての課題 (令和7年度アンケートより)

令和7年度の自治会町内会アンケートによると、多くの自治会町内会で「役員のなり手が少ない」や「会員の高齢化」を運営上の課題と考えています。また、「未加入世帯数の増加」を課題と考える自治会町内会の割合も前回調査時より増えています。



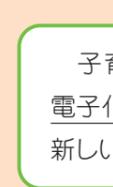
運営の工夫、魅力を高める取り組み

令和7年度の自治会町内会アンケートで、各自治会町内会が運営上の課題に対して行っている工夫として回答された事例をご紹介します。

運営の工夫



毎月の定例会や行事について、内容や開催を見直したりすることで、業務の軽量化、効率化を進めて役員や班長の負担を減らしています。自分たちが今できる範囲で無理なく活動できるように意識しています。



子育て世帯向けのイベントは、チラシを電子回覧したり、申し込みを電子化したりするなど、デジタルツールも取り入れて、慣例にとらわれず、新しい運営方法にチャレンジしています。



運営をサポートしてもらえるようなボランティアスタッフを募集して、自治会町内会活動に参加しやすいような雰囲気づくりを行っています。他の自治会町内会と行事で交流を深めたり、情報交換したりもしています。

運営の工夫、魅力を高める取り組み

つながりづくり



お祭り等イベントを開催する際は、参加者にもお手伝いをお願いして、自治会町内会活動への理解を深め、活動への関わりが増えるように心がけています。

お祭り、防災訓練などに若い世代の参加が増えるよう、特に子どもが楽しく参加できるようなイベントの内容に工夫しています。



夏祭り、文化祭、お餅つきなど、子ども向けイベントを近年増やして、それをきっかけに一緒に参加する親世代と交流し、若い世代の会員増加を図っています。

加入促進



自治会町内会活動をわかりやすく説明したホームページや公式LINEを作成し、地域イベントなど自治会町内会の情報を積極的に発信しています。

転入者には加入案内をポスティングするだけでなく、イベント開催時に案内チラシを配付して声かけするなど、自治会町内会への加入を促しています。



日常の活動だけでなく、特に防災に関する取組を強化することで、発災時には地域のつながりが重要になることを伝えています。

事例 1

人が動きたくなくなる工夫と参加を生む自治会マネジメントの実践

中区 本牧大鳥自治会

中区第四地区南部にあり、地区内には商店や大きなマンションも少なく、大鳥小学校を中心に広がる閑静な住宅街です。全世帯数は758、会員数は1,731名で、公園が併設された自治会館が地域活動の拠点となっています。

活動内容

活動の電子化やデジタル化を推進し、若い世代との接点を増やしたり、情報発信と活動参加の工夫をしたりして、住民が地域と繋がりを感じ、自分らしくいられる居場所づくりを行っています。

●「透明性の確保」

情報発信の透明性を向上させ、参加しやすい仕組みづくりを進めています。会報誌「おとり広場」の定期発行やLINE公式アカウントの運用により、活動や会費の使途を明確化しています。

●「イベントの活性化」

文化祭やNo.1チャレンジ選手権など、地域の人が得意を發揮できるイベントを多数開催し、地域のつながりを強化しています。

●「新たな挑戦」

学生ボランティア制度や短時間の活動に参加できる自治会サポーター制度「ちょいサポ」を導入し、多様な担い手を確保するなど、持続可能な運営を目指しています。

「自然と参加したくなる」「続けたくなる」「心地よく感じる」工夫を取り入れてきた結果、加入率91%を維持しており、年間延べ1,800名以上がイベントに参加し、地域のつながりと信頼が深まりました。

自治会に対する興味・関心を高め、信頼を獲得した上で、地域と繋がる機会を提供し、地域貢献や自己実現ができる、居心地のよい場づくりを行っていくことが重要だと考えています。



▲公式LINE画面



▲デジタル回覧板、イベント情報画面



▲自治会サポーター制度「ちょいサポ」

会長からのメッセージ

引き続き、住民の皆さんが地域と繋がりを感じながら、自分らしくいられる居場所をつくっていくことが目標です。今後も多くの自治会町内会の皆様と連携させていただくなど、多様な関わり方を広げ、持続可能な自治会運営を進めて、地域の課題解決を図っていきたくと考えています。

キャッシュレス決済導入について

保土ヶ谷区 岩井町原第一町内会

JR保土ヶ谷駅から坂を挟んだ丘陵地に広がる地域で、約400世帯が加入しています。20～50代の比較若い世代が多く、出生数も多い一方で、高齢化も進行しています。会館を拠点に、趣味の教室や季節のイベントが開催され、世代を超えた交流が行われています。

活動内容

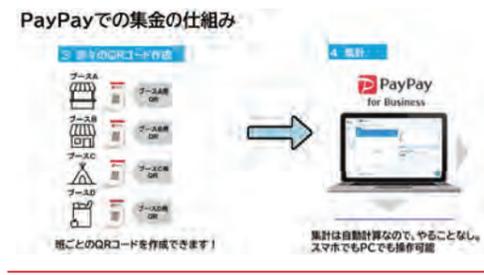
会費の集金を役員が行っていますが、現金の受け取りや受け取った金額の確認など、負担がかなり大きいと考えていました。そのため、現金以外の集金方法を模索する中、キャッシュレス決済を導入できないかと考えました。

初めは、反対が多かったですが、役員会を何度か開催して説明を行い、導入を決定しました。会員向けにチラシを作って掲示板などで周知したり、町内の皆さんに使っていただけるよう、夏の盆踊り大会の町内会出店で、試行的に導入したところ、とても好評で不安も解消されました。

●集金の仕組み

- ① QRコード作成(任意の金額のQRコード、班ごとのQRコードなども作成可能)
- ② 対面にて集金
- ③ 集計は自動計算(スマホでもPCでも操作可能)

令和7年度は、約400世帯のうち、約40世帯がPayPayでの支払いを希望しました。現金を扱わなくて良いことと、集計が非常に簡単というメリットがあるので、役員の負担軽減にもつながるため、今後も拡大していきたいです。現時点では集金は対面のみとなっているため、集金方法の改善についても検討を重ねていきたいと考えています。



▲PayPayでの集金の仕組み ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

会長からのメッセージ

町内会費のキャッシュレス決済を導入したことで、町内会に対する関心や注目を高め、若い世代にも魅力を感じてもらえるきっかけになりました。“入ってください”とお願いするのではなく、“入りたい”と思ってもらえるような町内会を今後も目指していきます。

デジタルを活用した持続可能な町内会運営に向けて

都筑区 東山田四丁目町内会

都筑区の北東部、川崎市と隣接する場所にあり、戸建住宅を中心とした住宅地と準工業団地が混在している地域です。平成6年に設立され、加入世帯数は約380世帯、役員12名、組長17名で運営しています。

活動内容

持続可能な町内会運営を目指すにあたり、『誰もが無理なく参加できる町内会』を目標に掲げました。役員の負担を減らし、デジタルを活用しながら住民同士の顔が見えるつながりを持てるようにすること、子育て世代から高齢者まで、参加しやすい環境・仕組みを整えていくことが必要だと考え、「活動のデジタル化」を中心に様々な取組にチャレンジしています。

●デジタルツールの導入と効率化のポイント

- ① 役員・組長の時間を最適化
- ② 住民同士のつながりを促進
- ③ 効率的で低予算のツールを活用
- ④ 世代や年齢に関わらず会員全員に情報を届くようにする

LINE公式アカウントを軸にGoogleフォーム、ホームページ、生成AIなど複数のデジタルツールを導入しました。これにより、連絡・アンケート・イベント告知・レポート作成などが効率化され、若い世代の参加促進や世代を超えたつながりの見える化が実現しました。また、防災・防犯情報のオープンチャットを立ち上げ、住民同士の支え合いが生まれるなど、地域力向上にもつながっています。

あわせて、資料やチラシ印刷をネット印刷に切り替える等、デジタルを活用することによって生まれた「時間」が活動の余裕へとつながり、働く世代でも無理なく参加できる仕組みができました。

会長からのメッセージ

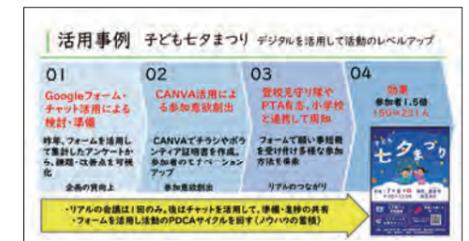
デジタルの活用は、効率化であると同時に、住民が参加しやすい環境をつくるための手段です。業務の省力化で生まれた余裕を、顔の見えるつながりづくりに活かし、誰もが関わりやすく「皆が住みたい、住み続けたいと思う環境づくり」を目指して、地域運営を進めていきたいと思っています。



▲デジタル活用の取組事例



▲デジタルとつながりの力で防犯力向上



▲デジタルを活用して活動のレベルアップ

自治会町内会活動におけるデジタルツールの活用

解決できるお悩みと解決手法のご紹介

横浜市では、情報共有や運営の効率化などが図れるよう、「デジタルツール等を活用した自治会町内会活性化に関する連携協定」を結び、事業者が提供するデジタルツール(アプリ、サービスなど)を紹介しています。各自治会町内会の状況に合わせて、活用をご検討ください。

| | ツール名 | 料金 | 特徴 |
|-------------|--|------|--|
| 情報発信のデジタル化 | RareA(レアリア) | 有料 | ご近所情報サイト「レアリア」の中に、自治会町内会の専用ページを手間をかけずに作成することができます。 |
| | デジ町 町内会LINE | 有料 | 平常時は情報発信ツールとして、災害時には安否確認ツールとして使用できる「自治会町内会専用LINE」サービスです。 |
| | 結ネット | 有料 | 自治会町内会向け電子回覧板アプリです。町内への連絡を一斉配信し、災害時は安否確認ツールとして活用できます。 |
| | My 自治会 | 無料 | 電子回覧板やオンライン集金で自治会運営を効率化し、地域活動の活性化をサポートするアプリです。 |
| | ミテルライフ | 有料 | 回覧板やアンケート、住民の安否確認まで日常から災害時まで一貫して自治会を支援するツールです。 |
| | Yumicom(ユミコム) | 有料 | 回覧板や広報紙のタイムリーな配信が可能となり、会員間で使えるSNSとして、コミュニケーションを活性化できます。 |
| | 高齢者向け情報受信端末キューブ | 有料 | 自治会からの各種情報をインターネット経由で音声配信できる、高齢者向け情報受信端末です。 |
| | ToyTalk(トイトーク) | 無料 | 二次元コードから使える対話型AIキャラクターで、地域や施設の情報を音声で案内するサービスです。 |
| 自治会費等の集金効率化 | PayPay | 手数料有 | 自治会町内会のキャッシュレス化を後押しします。効率よく確実に支払いを管理することができます。 |
| | デジ町 町内会LINE / My 自治会 / Yumicom(ユミコム) | 手数料有 | 自治会町内会向け情報共有アプリの一つの機能として、集金機能があります。【再掲】 |
| 会館 | リモートインテリジェントキーBOX | 有料 | 会館のカギの貸し出し管理をネットワーク対応キーBOXによりDX化(スマホ操作)し、管理業務を省人化できます。 |
| スケジュール共有 | desknet's NEO | 有料 | 団体内のあらゆる情報の集約と、団体独自の業務アプリも完全ノーコードで作成でき、業務効率化が可能です。 |
| アドバイス講座等 | 株式会社 アイティサーフ | 要相談 | アナログな自治会運営からの脱却をお手伝いします。デジタルツールの活用により、運営を効率化します。 |
| | 特定非営利活動法人 I LOVE つつき | 要相談 | 時間や場所に制約のないLINEを活用して、町内会運営の連絡と調整を迅速かつ効率的に行う方法をアドバイスします。 |
| | 特定非営利活動法人 まちづくりエージェント SIDE BEACH CITY. | 要相談 | 自治会町内会のDXを個別に支援します。SNSやLINE、デジタルツール導入サポートを行います。 |
| | WOMANET 株式会社 | 要相談 | ITを活用した業務効率化、情報発信、町内会加入促進、多文化共生を、コンサルタントがサポートします。 |
| | 株式会社 LOCAL JAPAN | 要相談 | 経験豊富なデジ活アドバイザーが、あなたの自治会に合ったツール活用を一緒に考えサポートします。 |

※作成時点の内容となりますので、最新の情報は各事業者までお問い合わせください。

詳細は横浜市HPもご覧ください。

横浜市HP▶
(自治会町内会DX応援事業)
二次元コード



令和8年度 自治会町内会活動への主な補助制度

※令和8年度横浜市予算が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

※補助制度については、各種要綱や手引き等を確認した上で、ご利用いただくようお願いいたします。

地域活動推進費補助金

自治会町内会や地区連合町内会の公益的活動に対する補助

| 交付対象 | 自治会町内会 | 補助率 | 対象経費の3分の1 |
|-------------------|---------|------------------------------|-------------------------------|
| | | 補助限度額 | 加入世帯数×900円 |
| | 地区連合町内会 | 補助率 | 対象経費の3分の1(基礎的支援費を除く) |
| | | 補助限度額 | 加入世帯数×170円+5万円 基礎的支援費 1団体12万円 |
| 区連合町内会 市町内会連合会 | 補助率 | 対象経費の3分の3 | |
| | 補助限度額 | 団体運営費 110万円 加入・活性化促進事業費 90万円 | |

自治会町内会館整備費補助金

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点整備に対する補助

| 補助内容 | 補助率 | 対象経費の2分の1 |
|------|-------|---|
| | 補助限度額 | 新築・購入 1㎡当たり125,000円かつ1,500万円/増築 630万円/ 耐震補強工事 380万円/修繕 250万円 |

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金

自治会町内会館への省エネ設備導入に対する補助

| 補助内容 | 補助率 | 対象経費の3分の2 |
|------|-------|---|
| | 補助限度額 | LED照明 60万円/省エネエアコン 130万円/ 断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池 200万円 |

地域防犯灯維持管理費補助金

自治会町内会の所有する地域防犯灯維持管理に対する補助

| 補助内容 | 1灯あたり 年額2,200円 |
|------|----------------|
|------|----------------|

地域防犯カメラ設置補助金

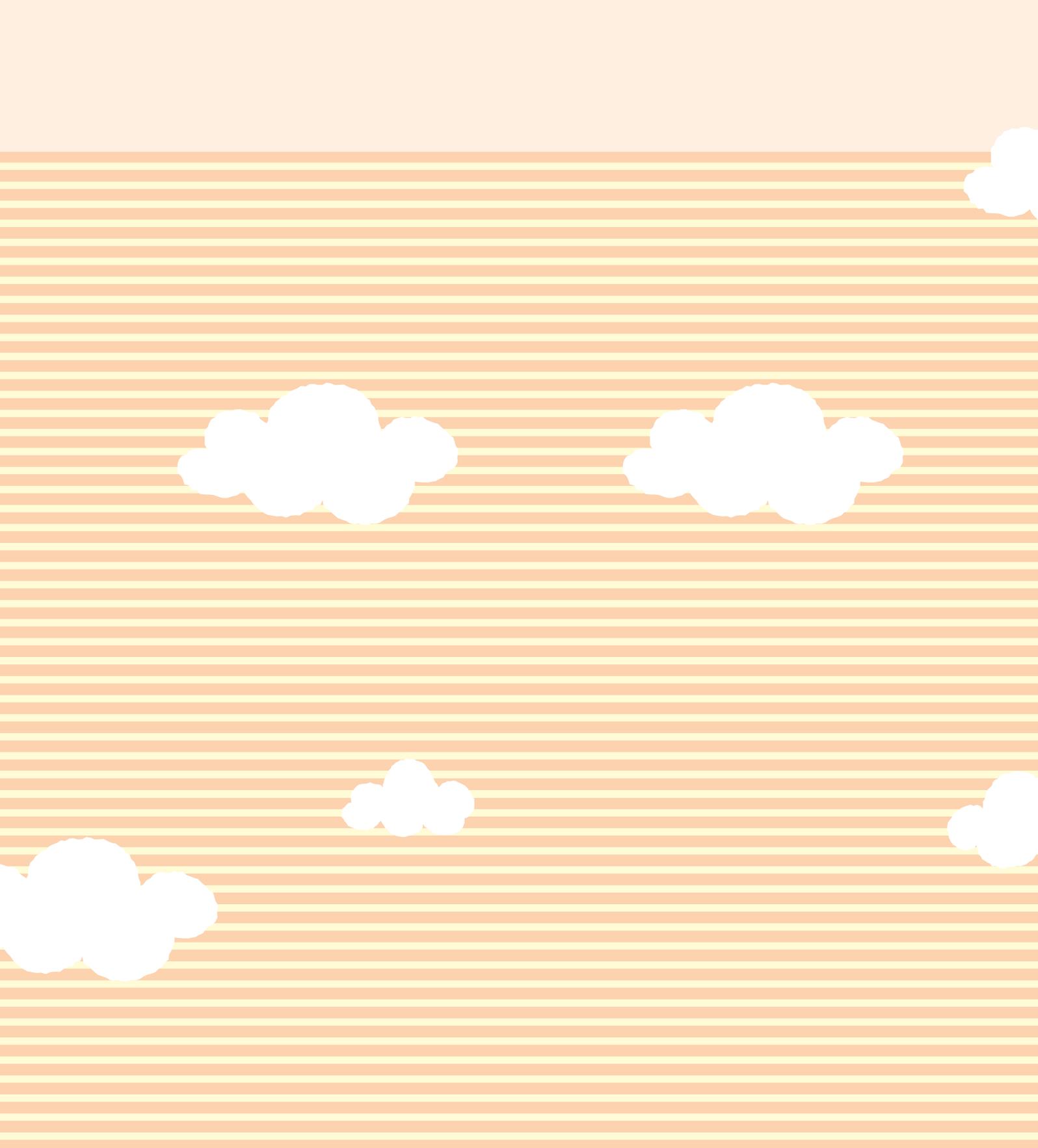
自治会町内会等が行う防犯カメラ設置に対する補助

| 補助内容 | 補助率 | 対象経費の10分の9 |
|------|-------|------------|
| | 補助限度額 | 28万円 |

町の防災組織活動費補助金

自治会町内会等を単位として行われる自主防災活動に対する補助

| 補助内容 | 世帯数×160円 |
|------|----------|
|------|----------|



横浜市 市民局 地域支援部 地域活動推進課

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL:045-671-2317 FAX:045-664-0734

E-mail:sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

令和8年3月12日 作成